

建設工事に伴い発生する土砂等の取扱いについて



首都圏の各自治体では、建設工事に伴い発生する土砂等の埋立て、盛り土やたい積等の許可について以下のように条例を定めています。受け入れ先により、検査頻度や項目、届出書類等が異なりますのでご注意ください。

目的	①汚染された土砂等の埋立てによる土壌汚染の防止 ②土砂等の埋立てによる土砂の崩落、流出等の災害発生の防止 etc.		
申請書類(例)	①土砂搬入届 ②土砂等発生元証明書 ③試料採取調書 ④地質分析結果証明書 etc.		
搬入先と 検査要領 (検査項目の内訳 については、 別紙基準表参照)	千葉県	検査頻度	搬出土量 5,000m ³ 毎に 1 検体 (5 地点混合)
		検査項目	26 項目 (埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合は 28 項目) ※搬出先の市町村条例によっては pH 追加
	栃木県	検査頻度	搬出土量 5,000m ³ 毎に 1 検体 (5 地点混合)
		検査項目	26 項目 (埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合は 28 項目)
	群馬県	検査頻度	搬出土量 5,000m ³ 毎に 1 検体 (5 地点混合)
		検査項目	26 項目 (埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合は 28 項目)
	茨城県	検査頻度	発生元の敷地で 3,000m ² 毎に 1 検体 (5 地点混合)
		検査項目	26 項目 (埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合は 28 項目) + pH
	埼玉県	届出頻度	数量が 500m ³ 以上、且つ、面積が 3,000m ² 以上の土砂のたい積に対して届出
		検査項目	含有量 9 項目 (必須)、溶出量 26 項目、ダイオキシン類 ※詳細については事前に受入れ先に要確認



当社では上記の条例に加え、UCR (建設資源広域利用センター) や東京港埠頭等の仕様に対応した土壌試料の採取・分析から、それぞれの様式に対応した検査試料採取調書及び地質分析 (濃度) 結果証明書の作成までを対応しております。

詳しくは、当社 **研究開発部 明石、坂田 (フリーダイヤル0120-01-2590 内線267、273)** まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

